

当院での身体的拘束最小化へ向けた取り組みについて

1. 基本方針

当院では、患者様の尊厳と権利を尊重し、安全で安心できる医療の提供を基本理念として、身体的拘束を行わない医療・ケアの実現に努めます。

身体的拘束は、患者様の身体的・精神的な負担を伴うことから、緊急かつやむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

やむを得ず身体的拘束を検討する場合には、多職種で十分に検討を行い、「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たす場合に限り、必要最小限の範囲で実施します。また、実施中は継続的な観察と評価を行い、早期解除に向けた取り組みを行います。

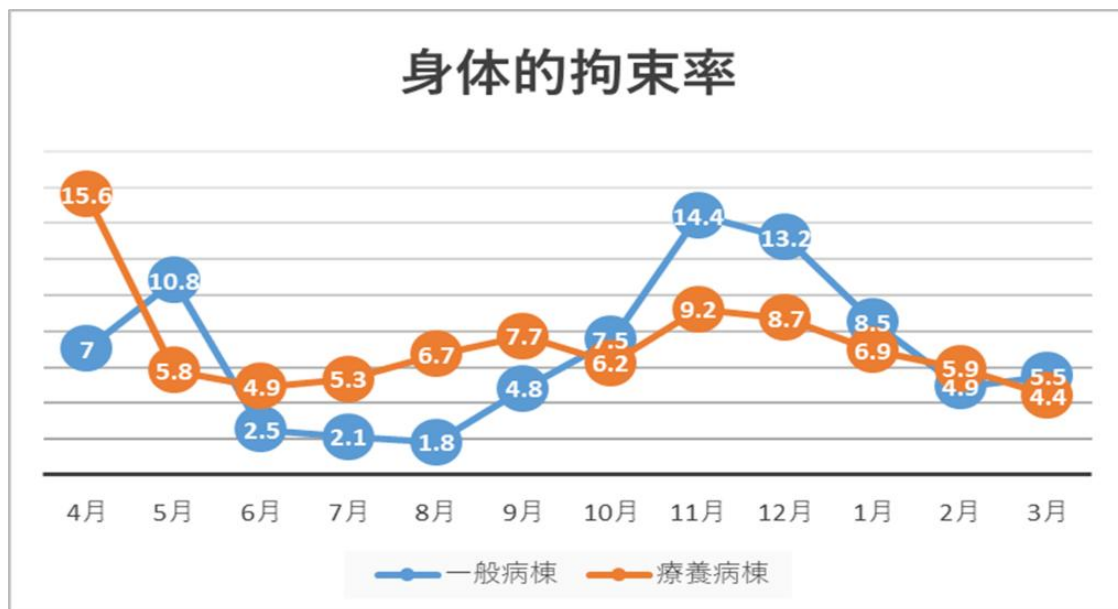
当院では、身体的拘束の適正化および最小化を推進するため、院内委員会の開催、職員研修の実施、指針の整備等を通じて継続的な改善に努めます。

2. 体制

- (1) 身体的拘束最小化委員会の設置
最低3カ月毎に開催
- (2) 身体的拘束最小化チームでのラウンド
週に1回他職種を交えて実施
- (3) 身体的拘束最小化のための職員研修
医療・ケアに携わる全ての職員に対して、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアが提供できるよう研修を行う
実施頻度：年に2回開催

3. 身体的拘束実施率

令和 7 年度



2026 年 5 月 27 日

周防大島町立大島病院

院長 松本 直晃